

令和4年度 第3回 各務原市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

日時 令和5年2月24日（金）13時30分～
場所 各務原市役所本庁舎4階 第3・4会議室
出席者 委員12名のうち、出席者10名（うち、途中退席者1名）、欠席者2名
事務局3名 関係課等3名 傍聴者0名
※過半数以上の委員の出席により、各務原市附属機関設置条例第7条第2項の規定により協議会は有効に成立

■議事1 特定非営利活動法人ほおずきの会の登録更新

（事業者入室）

【更新事業者】

- ・特定非営利活動法人ほおずきの会 2名

特定非営利活動法人ほおずきの会

事業者	活動内容、活動範囲、運転者の現状などについて説明。
委員	（質問なし）

（事業者退室）

会長	それでは審議に入ります。みなさんからのご意見頂戴いたします。
委員	（意見なし）
会長	特にご意見がなければ事業者の更新について合意、ということでよろしいでしょうか。
委員	（異議なし）

■議事2 特定非営利活動法人福祉サポートセンターかかみがはらの登録更新

（事業者入室）

【更新事業者】

- ・特定非営利活動法人福祉サポートセンターかかみがはら 1名

特定非営利活動法人福祉サポートセンターかかみがはら

事業者	活動内容、活動範囲、運転者の現状などについて説明。
委員	（質問なし）

（事業者退室）

会長	それでは審議に入ります。みなさんからのご意見頂戴いたします。
委員	（意見なし）
会長	特にご意見がなければ事業者の更新について合意、ということでよろしいでしょうか。
委員	（異議なし）

■議事3 特定非営利活動法人福祉サポートセンターかかみがはらの料金改定

(事業者入室)

【申請事業者】

- ・特定非営利活動法人福祉サポートセンターかかみがはら 2名

特定非営利活動法人福祉サポートセンターかかみがはら

事業者	料金改定の経緯について説明。
委員	(質問なし)

(事業者退室)

会長	それでは審議に入ります。みなさんからのご意見頂戴いたします。
委員	現在の燃料高騰により、事業者の運営に影響があるため致し方無いと思われる。利用者には厳しいものであるが、サービスがなくなることのほうが望ましくない考える。
委員	賃金を上げなくては担い手の確保は難しいため、改善するためにもよいと見込まれる。
委員	福祉有償運送における収受する対価としても、タクシー料金の1/2程度と一定の水準には収まっているため、料金改定は事業継続のためにはやむを得ないものとする。
会長	その他にご意見がなければ事業者の料金改定について合意、ということよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)

■議事4 社会福祉法人各務原市社会福祉協議会の登録更新

事務局より、審議する事業者に在籍する委員がいるため、席を外れ、当該委員を除いた委員で審議することを会長が協議会に諮って定めることを提案。

会長より協議会に諮り、委員より異議なしを確認。

(委員1名退席) ※本審議の間、9名にて審議

(事業者入室)

【更新事業者】

- ・社会福祉法人各務原市社会福祉協議会 1名

社会福祉法人各務原市社会福祉協議会

事業者	活動内容、活動範囲、運転者の現状などについて説明。
委員	(質問なし)

(事業者退室)

会長	それでは審議に入ります。みなさんからのご意見頂戴いたします。
委員	(意見なし)
会長	その他にご意見がなければ事業者の更新について合意、ということよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)

(離席委員着席)

■議事5 特定非営利活動法人ぎふ市民協の料金改定

事務局より、審議する事業者に在籍する委員がいるため、議事4と同様の内容を提案。
 会長より協議会に諮り、委員より異議なしを確認。

(委員1名退席) ※本審議の間、9名にて審議

(事業者入室)

【申請事業者】

- ・特定非営利活動法人ぎふ市民協

特定非営利活動法人ぎふ市民協

事業者	料金改定の経緯について説明。
委員	(質問なし)

(事業者退室)

会長	それでは審議に入ります。みなさんからのご意見頂戴いたします。
委員	現在の燃料高騰により、事業者の運営に影響があるため致し方無いと思われる。利用者には厳しいものであるが、サービスがなくなることのほうが望ましくない考える。
委員	賃金を上げなくては担い手の確保は難しいため、改善するためにもよいと見込まれる。
委員	福祉有償運送における収受する対価としても、タクシー料金の1/2程度と一定の水準には収まっているため、料金改定は事業継続のためにはやむを得ないものとする。
会長	その他にご意見がなければ事業者の料金改定について合意、ということではよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)

(離席委員着席)

(出席委員1名退席) ※以降、9名で審議

■提案 協議会独自の上乗せ基準の見直し：「福祉車両数よりセダン車が上回らないこと」の制約の緩和

委員より提案内容について説明。

事務局より調査、確認した事項について報告。

事務局案として、現行のルールは維持したまま、「所有台数については、各事業者が実情に応じて協議をすることができる」条件を新たに追加することを提案。

会長	それでは審議に入ります。みなさんからのご意見頂戴いたします。
委員	福祉車両でないと利用できない立場の方であると、福祉車両が減ってしまうことは大変困ることとなるので、一定の担保のためにも現状の基準を維持してもらいたいと考える。
委員	最近のタクシー業界ではセダン型からユニバーサルデザインの車両へと移行しており、増車傾向にある。受け入れができていく状況でもあるため、多少の制約の緩和をしてもよいと考える。
委員	同等程度であればよいと思われる。運転手を増やすためには緩和は仕方ないと思うが、セダン車が増えしまうと、サービスを利用する方が困ると思われる。セダン車が1台上回った場合には、次は福祉車両を導入して一定の担保を取れる形であればよいと考える。

委員	福祉有償運送事業者が事業を維持していくことも大事であるので、福祉有償運送の機能を果たせる範囲内で、事業者の実情に応じた制限の緩和はあってもよいと考える。あくまでも運転手の確保のためではなく、福祉有償運送の機能維持が前提の上でと見込んでいる。
委員	制約が緩和されたとしても、事業者も福祉車両が必要であることを認識しているので、実態としてはセダン車ばかりになることはないと思込まれる。協議会にて合意されれば、事業者の実情に応じてセダン車が上回ってもよいという緩和はしてもよいと考える。
委員	実情に応じて緩和できるとしても、福祉有償運送の機能を低下させないためにも、どのように一定の担保を維持していくかを検討していくことが必要と考える。
会長	その他にご意見がなければ、方向性としてはまとまったため、本提案事項は議事に変更し、事務局案として提示された、現行のルールは維持しつつ、「所有台数については、各事業者が実情に応じて協議をすることができる」条件を新たに追加することについて合意とし、継続して福祉有償運送の機能を維持する一定の基準について検討を行う、ということよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)

※「提案」から「議事」へ変更し、審議終了。

- その他 令和5年度の予定について
次回令和5年5月頃を予定。

(15時30分閉会)